

東大阪市都市計画情報システム

賃貸借業務

仕 様 書

令和8年4月

東大阪市 都市計画室

1. 借り上げ物品及び数量

(1) 都市計画情報システム

① ソフトウェア

(1)都市計画情報システム GIS ソフト(3D ビューワ含む) 1 ライセンス

(2)DocuWorks 1 ライセンス

(3)Office Pro 1 ライセンス

② ハードウェア

(1)都市計画情報システムデスクトップ PC 1 式

(2) 都市計画情報システム及び窓口支援システム運用保守

① ソフトウェア保守 4. 5ヶ年

② ハードウェア保守 4. 5ヶ年

詳細は、別添1「東大阪市都市計画情報システム賃貸借業務 特記仕様書」のとおりとする。

2. 設置場所

東大阪市役所 都市計画室内

3. 業務期間及び契約形態

(1) 移行作業及び準備

契約締結日から令和8年12月28日まで(6ヶ月)

(2) システム稼働期間

令和9年1月4日から令和13年6月30日まで(54ヶ月リース)

(3) システム賃貸借期間

令和9年1月4日から令和13年6月30日まで

※本業務に係る一切の経費(導入費用、運搬費用、諸経費)の総額を54ヶ月の均等払いとする。

(4) 契約形態

契約締結日から令和13年6月30日(60ヶ月)までの長期継続契約を予定。

4. 納品期限

システム導入及び機器動作確認後、令和8年12月28日までに設置場所に納品すること。

5. その他

(1)「1. 借り上げ物品」の保守を行うこと。

(2) 機器は、市が指定する場所に設置すること。

- (3) 設定作業に係る不具合について、市が再設定を求めたときは、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 端末設定作業を行う際は、作業者は会社名・氏名を記載した名札等を着用すること。
- (5) 導入作業終了後に設置完了報告書を提出すること。
- (6) 契約書の様式については、市が指定する様式で行うこと。
- (7) 契約期間満了後には、東大阪市に無償で譲渡するものとする。
(機器の撤去に伴う費用は、本契約に含まない。次回更新時に含むものとする。)
- (8) 都市計画情報システム更新の業務項目は別紙1のとおりとする。
- (9) ハードウェア、ソフトウェアの内訳は別紙2のとおりとする。

別紙1

都市計画情報システム更新 業務項目

| 項目 | 種目 | 数量 | 単位 |
|------------|----------------|----|----|
| 都市計画情報システム | 計画準備 | 1 | 式 |
| | システム構築 | 1 | 式 |
| | 既存データ設定 | 1 | 式 |
| | システム動作検証 | 1 | 式 |
| | 機器調達・初期設定 | 1 | 式 |
| | 現地セットアップ・操作説明会 | 1 | 式 |
| | 報告書作成 | 1 | 式 |
| | 打合せ協議 | 1 | 式 |

都市計画情報システム保守 業務項目

| 項目 | 種目 | 数量 | 単位 |
|------------|--------|-----|----|
| 都市計画情報システム | システム保守 | 4.5 | ヶ月 |

ハードウェア・ソフトウェア内訳

| 項目 | 詳細 | 数量 | 単位 |
|------------|--|----|-------|
| ハードウェア | | | |
| デスクトップ PC | <ul style="list-style-type: none">・ OS : Windows 11 Pro (64bit 版)・ CPU : インテル Core i7-12700 と同等以上・ メモリ : 32GB 以上・ ストレージ : 500GB SSD 以上・ 光学ドライブ : DVD-ROM ドライブ・ モニター : 23 インチ以上・ キーボード (ワイヤレス)・ マウス (ワイヤレス)・ 5 年保守 (オンサイト対応を含む) | 1 | 台 |
| 搬入・設置等 | | 1 | 式 |
| ソフトウェア | | | |
| 都市計画情報システム | ArcGIS Pro | 1 | ライセンス |
| DocuWorks | DocuWorks 10 | 1 | ライセンス |
| Office | Office Pro | 1 | ライセンス |
| Adobe | Acrobat Reader | 1 | ライセンス |

東大阪市都市計画情報システム貸借業務

特記仕様書

東大阪市 都市計画室

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、東大阪市都市計画室（以下、「発注者」という。）が受託者（以下、「受注者」という。）に発注する「東大阪市都市計画情報システム貸借業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 (目的)

本業務は、既存都市計画情報システム（以下、「現行システム」という。）のハードウェア更新に伴い、新都市計画情報支援システム（以下、「本システム」という。）を構築し、システム及びデータファイルの移行を行い、更なる行政業務の高度化・効率化を図り、市民サービスの向上および職員の事務作業軽減に資することを目的とする。

第3条 (準拠する法令規則)

本業務は、本特記仕様書による他、下記の各種法令規定に準拠し実施するものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年6月15日 法律第100号)
- (2) 都市計画法施行令(昭和44年6月13日 政令第101号)
- (3) 都市計画法施行規則(昭和44年8月25日 建設省令第49号)
- (4) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年5月30日 法律第63号)
- (5) 個人情報保護法(平成15年5月30日 法律第57号)
- (6) 個人情報保護法施行令(平成15年12月10日 政令第507号)
- (7) 東大阪市契約規則(昭和52年4月1日 規則第13号)
- (8) 東大阪市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月13日 条例第33号)
- (9) その他関係法令、規則及び手引き等

第4条 (配置技術者)

本事業に配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者（3箇月以上の雇用契約がある者）であり、以下の資格、事業経歴を保有するものを配置すること。

(1) 主任技術者

本事業と同種及び同規模以上の業務実績を有する者

(2) 照査技術者

空間情報総括監理技術者の資格を保有し、本事業と同種及び同規模以上の業務実績を有する者

第5条 （疑義の解決）

本特記仕様書の各項について疑義または、定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者が協議し、発注者の指示に従うものとする。

第6条 （提出書類）

受注者は、別表に掲げる書類を遅滞なく提出するものとする。

第7条 （関係部署との折衝）

本業務遂行のために関係部署との協議、折衝が必要な場合は、発注者の指示を受けて協議、折衝するものとする。

第8条 （損害賠償）

本業務中に第三者に与えた損害はすべて受注者の負担とするものとする。また、事業完了後といえども、成果品に誤りが発見された場合は発注者の指示に従い、速やかに訂正・補足をしなければならない。

第9条 （成果品の帰属）

本業務の成果品に関する所有権及び著作権法の規定する複製権、貸与権、翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用に関する著作権の権利については、事業の完了と同時に発注者に帰属するものとする。但し、本業務開始以前に受注者が有していた著作物または第三者の著作物が含まれているものを組み込む場合には、これら著作物に対する受注者または第三者の著作権法上の権利は、受注者または第三者に留保され、受注者は、本業務の成果品の利用に限り、これら著作物の利用を発注者に無償で許諾するものとする。

第10条 （秘密の保持）

受注者は本業務中に生じるすべての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び賃与してはならない。また、本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条 （品質確保及び情報管理）

受注者は、本業務の履行及び成果について品質確保及び情報管理の徹底を行うこととし、以下に準拠し、実施するものとする。また、事業着手時までこれらの資格証明書の写しについて、発注者へ提出しなければならない。

- (1) 品質マネジメントシステム (ISO 9001)

- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001)
- (3) 個人情報保護マネジメントシステム (ISO 15001)
- (4) 環境マネジメントシステム (ISO 14001)
- (5) ISMS クラウドセキュリティマネジメント (ISO 27017)

第12条 (貸与資料)

本業務を遂行するために必要と認められる資料については、発注者は受注者に貸与するものとする。資料の貸与の際は、受注者は発注者に借用書を提出し、取扱いについては十分注意するものとする。

第13条 (納入場所)

本業務の成果品は、東大阪市役所都市計画室の指定の場所とする。

第14条 (履行期間)

本業務の履行期間について、都市計画情報システム更新業務は契約締結日から令和8年12月28日までとし、都市計画情報システム保守業務は令和9年1月4日から令和13年6月30日までの60ヶ月とする。

第2章 業務概要

第15条 (業務概要)

本業務の業務概要は下記のとおりとする。

- (1) 都市計画情報システム更新業務
 - ① 計画準備
 - ② 既存データ設定
 - ③ システム動作検証
 - ④ 機器調達・初期設定
 - ⑤ 現地セットアップ・操作説明会
 - ⑥ 報告書作成
 - ⑦ 打合せ協議
- (2) 都市計画支援システム保守業務
 - ① システム保守

第3章 都市計画支援システム更新業務

第16条 (システム構成)

本システムのシステム構成は下記の通りとする。

- (1) 本システムは Windows11 で運用できるものとし、データ出力が可能なシステムであること。
出力するデータ形式は、GIS の標準的なファイル形式である shape ファイルとする。
- (2) 本システムは、オープンソースやフリーソフトを用いた GIS でなく、OS のバージョンアップ対応やセキュリティが確保された GIS であり、保守対応が受注者の責任において実施できる GIS である ESRI 社製 ArcGIS Pro と同等のものとする。
- (3) 本業務で導入するハードウェア及びソフトウェアについては受注者の責任において運用保守を行うものとする。
- (4) 本システムは、インターネットに接続しない環境（以下「オフライン環境」という。）で運用することを想定しているため、オフライン環境特有の対応事項については、受注者と協議のうえ適切に定めるものとする。

第17条 (ハードウェア及びソフトウェア構成)

本業務で導入するハードウェア及びソフトウェア（以下「ハードウェア等」という。）は下記と同等品以上とする。

| | 種別 | 仕様 |
|--------|--------------|------------------------|
| PC | 形状 | デスクトップ PC |
| | CPU | インテル i7 第 12 世代プロセッサ以上 |
| | メモリ | 32GB 以上 |
| | ストレージ | SSD500GB |
| | 光学ドライブ | スーパーマルチドライブ |
| | OS | Windows11 Pro (64bit) |
| | モニタ | 23 インチモニタ 解像度 1080p 以上 |
| | 付属品等 | USB 光学マウス、USB キーボード |
| ソフトウェア | ArcGIS Pro | 高度な画像解析ができる拡張製品を含む |
| | Office Pro | |
| | DocuWorks 10 | |
| その他 | | 保守 4.5 年（オンサイト対応を含む） |

※上記ハードウェア構成にてシステム稼働が困難となる場合は、発注者と協議の上、受注者の責任において、システムが円滑に稼働するハードウェア構成とすること。

※同等品で応札する場合は、発注者に同等品について確認を行うこと。

第 18 条 （計画準備）

現行システムから本システムに移行するために、各工程別の細部計画を立案するとともに、現行システムの都市計画情報データ等を整理し、円滑に作業を進めるための準備を行うものとする。

第 19 条 （既存データ設定）

現行システムで稼働しているデータを本システムで稼働できるようにデータ移行するものとする。移行する都市計画情報データについては 10 マップ（mxd ファイル）程度を想定している。移行する際に国仕様の属性定義書にあわせる。

第 20 条 （システム動作検証）

前条で移行したデータについて、現行システムと同様に閲覧できるか動作検証を行うものとする。

第 21 条 （機器調達・初期設定）

第 17 条に記載しているシステム構成を満たすハードウェア等を選定・調達し、本システムが稼働できるよう初期設定を行うものとする。なお、ハードウェア等を選定する際は、発注者に機器名やスペック等を提示し、了承を得るものとする。

第 22 条 （現地セットアップ・操作説明）

前条までで移行したデータを格納し、導入するデスクトップ PC にシステムのセットアップを行い、発注者の指示する場所へ現地で設置するものとする。また、現地にて、システムが問題なく動作するかの確認を行うものとする。

2 受注者にて作成した操作説明書をもとに、発注元の所属職員（5 名程度）に対してシステムの操作について ArcMap からの変更箇所についての研修会を 2 時間程度行うものとする。研修会の実施方法については集合方式を基本とし、詳細については協議の上、決定する。

第 23 条 （報告書作成）

本業務をとりまとめた報告書を作成するものとする。

第 24 条 （打合せ協議）

打合せ協議は事業着手時、中間 1 回、納品時に行うものとし、協議時には協議用の資料を作成するものとする。また事業の進捗に併せて、適宜打ち合わせを行うものとする。

第4章 都市計画支援システム保守業務

第25条 (システム保守)

システムが常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア等の保守作業を行うこととする。また、保守内容については以下に示す事項を基本とし、ハードウェア販売業者やメーカーと円滑な協力体制を実現することとする。

(1) ソフトウェア保守

- ① 導入したアプリケーションソフトに関する通常の運用における操作上、運用上、機能上の質問に対する回答並びに情報提供を実施。なお、質問に関しては、原則として文書により受け付けるものとする。
- ② 正常なシステム運用を行っていたにも関わらず、アプリケーションソフト及びデータベースが悪影響を受けた場合の正常状態への復旧支援、または一時的回避策を講じる支援を実施する。
- ③ アプリケーションソフト及びデータベースの保護のため、定期的にプログラム及びデータのバックアップを実施する。なお、原則として、年に1回とする。

(2) ハードウェア保守

- ① ハードウェアについては、基本的にメーカーオンサイト保守により対応するものであり、発注者からの連絡等に基づき、受注者にて1次窓口として対応し、メーカーとの調整を図った上で、速やかに保守担当技術者を派遣させるものとする。復旧作業においては、トラブルの原因を追及するものとする。

(3) 統合型及び公開型 GIS へのデータ移行支援

- ① 本システムで作成した各種データは、市で運用中の統合型 GIS 及び公開型 GIS へ登録・設定することを想定しているため、システム運用保守会社と連携して、データを取り込む際に必要となる shape ファイルの構成確認、文字コードや座標系の確認、その他データに関するエラー等が発生した場合は、本業務内で実施するものとする。

第26条 (保守の時間帯)

保守管理の時間帯は、原則として下記の通りとする。

平日 (月曜日～金曜日) 9:00～17:30

ただし、祝祭日及び年末年始を除くものとする。また、平日における上記以外の時間帯についても除くものとする。

第5章 成果品

第27条 (成果品)

本業務の成果品は、以下の通りとする。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 都市計画情報システム | 1ライセンス |
| (2) デスクトップPC | 1台 |
| (3) 操作説明書 (PDFデータ) | 1式 |
| (4) 属性定義書 | |

別表

提出書類一覧表

| 提出書類 | 提出時期 | | | 摘要 |
|----------------------|------|-----|-----|------|
| | 着手前 | 作業中 | 終了後 | |
| ①作業計画書(様式 1) | ○ | | | |
| ②作業変更計画書(様式 2) | | ○ | | 注 1 |
| ③業務着手届(様式 3) | | ○ | | |
| ④業務完了届(様式 4) | ○ | | | |
| ⑤成果品納入書(様式 5) | | | ○ | |
| ⑥管理技術者及び照査技術者届(様式 6) | | | ○ | |
| ⑦管理技術者経歴書(様式 7) | ○ | | | |
| ⑧照査技術者経歴書(様式 8) | ○ | | | |
| ⑨打合簿(様式 9) | | ○ | | |
| ⑩見積書 | ○ | | | 任意様式 |
| ⑪請求書 | | | ○ | 任意様式 |

注 1)作業計画に変更が生じた場合について提出すること。